

公益財団法人沖縄県産業振興公社ホームページリニューアル  
委託業務契約書（案）

公益財団法人沖縄県産業振興公社  
ホームページリニューアル委託業務  
契約書

公益財団法人沖縄県産業振興公社 理事長 末吉康敏（以下「甲」という。）と、  
〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、公益財団法人沖縄県産業振興公社ホームページリニューアル委託業務に関して、次のとおり委託契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、公益財団法人沖縄県産業振興公社（以下、「公社」という。）のホームページリニューアル業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（委託業務の内容）

第2条 乙は、甲の指示の他、「公益財団法人沖縄県産業振興公社 ホームページリニューアル基本設計仕様書」（以下「仕様書」という。）及び本業務の公募申請の際に提出した「公益財団法人沖縄県産業振興公社ホームページリニューアル委託業務企画提案書」に基づいて業務を実施しなければならない。

（委託契約の期間）

第3条 委託契約の期間は、令和元年12月2日から令和2年2月28日までとする。

（委託料）

第4条 委託料は、金1,500,000円を上限とする。

うち、取引に係る消費税額及び地方消費税金136,363円

「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た金額である。

（知的財産等の使用）

第5条 乙は、知的財産権その他第三者の権利の対象になっているもの（以下「知的財産権等」という。）を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

（指示及び監督）

第6条 甲は、委託業務の実施にあたり必要があると認めるときは、乙に対し指示し、又は監督することができる。

2 乙は、甲から要求があるときは、委託業務の進捗状況等について報告しなければならない。

(再委託の制限)

第7条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。

- (1) 契約金額の50%を超える業務
  - (2) 委託業務に係る統括的かつ根幹的な業務
- 2 乙が契約の一部を第三者へ再委託する場合は、事前に様式第4号を甲へ提出し、承認を得るものとする。ただし、次の各号に定める簡易な業務については、事前の承認を要せずに、再委託を行うことができる。
- (1) 資料の収集、整理、複写、印刷、製本
  - (2) 報告書作成、原稿、データの入力および集計
  - (3) その他、甲乙事前協議において甲が認めた業務
- 3 乙は、第2項により第三者に委任し、又は請負寄せた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。
- 4 乙が第1項から第3項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請負寄せた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

(権利義務譲渡の禁止)

第8条 乙は、この契約から生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

(委託業務完了報告書の提出)

第9条 乙は、業務が完了して10日を経過した日（当該期日が休日（沖縄県の休日）を定める条例（平成3年条例第15号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。）に当たるときは、翌日を当該期間とする。）又は令和2年2月28日のいずれか早い日までに様式第1号による委託業務完了報告書を甲に提出しなければならない。

(委託業務完了の検査及び支払い)

第10条 甲は、前条の規定により、乙から委託業務完了報告書の提出を受けたときは、遅滞なく委託業務が本契約の内容に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めたときは、乙に対して通知するものとする。

2 乙は、前項の通知を受けたときは、様式第2号により作成した支払請求書により委託料の支払いを請求するものとする。この場合において、甲は、その日から30日

以内の日（当該期日が休日（沖縄県の休日を定める条例（平成3年条例第15号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。）に当たるときは、翌日を当該期間とする。）までの期間内に委託料を支払わなければならない。

- 3 前項の規定にかかわらず、乙は委託業務実施に要する費用を様式第3号により作成した前金払請求書により甲に請求することができる。この場合において、甲は、当該請求に対し支払うことが適当であると判断したときは、支払を行うことができる。

#### （差額の支払）

第11条 乙が前条第3項の規定により前金払を受領している場合であって、当該前払の合計額が委託金額に満たない場合には、前条第2項を準用する。

#### （契約の解除）

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告を要さず本契約を直ちに解除することができる。この場合、甲は乙に対して委託料その他これまでに履行された委託業務の対価及び費用を支払う義務を負わない。

- (1) 乙が、正当な事由なく解約を申し出たとき。
- (2) 本契約の履行に関し、乙又はその使用人等に不正の行為があったとき。
- (3) 前各号に定めるもののほか、乙が本契約の規定に違反したとき。

- 2 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合において、委託料の全部又は一部を乙に支払っているときは、その全部又は一部を期限を定めて返還させることができる。

#### （損害賠償）

第13条 乙は、前条第1項各号に該当する理由により、この契約を解除された場合において、甲に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

#### （天災その他不可抗力による損害）

第14条 第10条に基づく成果（納品）物の引渡し前に、天災その他不可抗力により損害を生じたときは、乙の負担とする。

#### （延滞金）

第15条 甲は、乙が第12条第2項の規定により委託料を返還しなければならない場合において、これを甲の定める期限までに返納しないときは、その期限の翌日から返納する日までの期間に応じ、当該未返納金額に対し、年2.7パーセントの利息を加算して徴収することができるものとする。

(著作権等の帰属)

第16条 乙は、この契約の履行によって作成された成果(納品)物の全てに係る著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)その他の知的財産権等及び所有権(乙、乙以外の事業参加者及び第三者の権利の対象となっているものを除く。)を甲に無償で引き渡すものとし、その引渡しは、甲が乙から成果物の引渡しを受けたときに行われたものとみなす。乙は、甲が求める場合には、譲渡証の作成等、譲渡を証する書面の作成に協力しなければならない。ただし、委託前から乙の構成者が権利を有する著作物及び第三者が権利を有する著作物及び第三者が権利を有する著作物を利用する場合は事前に甲の承諾を得るものとする。

- 2 乙は、成果物に関して著作者人格権を行使しないことに同意する。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。
- 3 乙は、甲の同意を得なければ、著作権法第18条ないし第20条に規定されている権利を行使することができない。
- 4 本事業作成物で使用する文章、写真、図版などは、全て甲での利用及び甲が沖縄県の産業振興等に資すると判断した上で第三者への提供が可能なもののみを使用する。
- 5 本業務の成果物に係る著作権、特許権その他の知的財産権に関する一切の紛争については、訴訟費用を含め全て乙において責任を負うものとする。
- 6 著作権法上、第1項から第5項を満たさないデータの使用は禁ずる。

(秘密の保持)

第17条 乙は、本契約による作業の一切(甲から開示された資料や情報を含む。)について、秘密の保持に留意し、漏えい防止の責任を負う。

- 2 乙は、この業務による個人情報の取り扱いについては、別途定める「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。
- 3 乙は、本契約終了後においても第2項の責任を負う。

(反社会的勢力の排除)

第18条 乙および再委託先は、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業または特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、および次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。本件について虚偽の申告があった場合、本契約の解除および支払済み委託料の全額返納を命ずるものとする。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (3) 乙および再委託先の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関係を有すること。
- (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

(甲による契約の公表)

第19条 乙は、本契約の名称、概要、委託金額、乙の氏名又は名称及び住所等を甲が公表することに同意する。

- 2 乙は、第7条に基づき再委託する場合には、再委託先の氏名又は名称及び再委託における契約金額等を甲が公表することについて、再委託先が同意するように必要な措置をとるものとする。

(契約書の解釈)

第20条 本契約に関する一切の事項については、甲、乙協議の上、書面の合意にていつでも変更することができる。

- 2 本契約の規定について解釈上疑義を生じた場合、又は契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上決定する。
- 3 本契約に関する訴えの第一審は、甲の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

(瑕疵担保責任)

第21条 甲は、委託業務が完了した後でも納入物に瑕疵があることを発見したときは乙に対して相当の期間を定めて、その瑕疵の補修をさせることができる。

- 2 前項の規定により瑕疵の補修をさせることができる期間は、納入物の引渡しを受けてから1年間とする。
- 3 乙が第1項の期間内に瑕疵の補修をしないときは、甲は、乙の負担にて第三者に瑕疵の補修をさせることができる。

上記契約の成立を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和元年 月 日

甲 沖縄県那覇市字小禄 1831 番地 1  
沖縄産業支援センター4階  
公益財団法人沖縄県産業振興公社  
理事長 末 吉 康 敏

乙

(様式第 1 号)

番 号  
令和 年 月 日

公益財団法人沖縄県産業振興公社  
理事長 殿

住 所  
名 称  
代表者名

公益財団法人沖縄県産業振興公社ホームページリニューアル委託業務  
完了報告書

令和 年 月 日付けで締結した公益財団法人沖縄県産業振興公社ホームページ  
リニューアル委託業務契約書第 9 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 委託業務の実施期間

令和 年 月 日 着手  
令和 年 月 日 完了

2 委託金額

3 成果（納品）物



(様式第 2 号)

番 号  
令和 年 月 日

公益財団法人沖縄県産業振興公社  
理事長 殿

住 所  
名 称  
代表者名

公益財団法人沖縄県産業振興公社ホームページリニューアル委託業務  
支払請求書

令和 年 月 日付けで締結した公益財団法人沖縄県産業振興公社ホームページ  
リニューアル委託業務契約書第 10 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり精算払を請  
求します。

記

請求金額 金 \_\_\_\_\_ 円

委 託 契 約 額	円
既 受 領 額	円
今 回 請 求 額	円
残 額	円

<振込口座>

振込先金融機関名	
支店名	
預金の種別	
口座番号	
口座の名義人	

(様式第3号)

番 号  
令和 年 月 日

公益財団法人沖縄県産業振興公社  
理事長 殿

住 所  
名 称  
代表者名

公益財団法人沖縄県産業振興公社ホームページリニューアル委託業務  
前金払請求書

令和 年 月 日付けで締結した公益財団法人沖縄県産業振興公社ホームページ  
リニューアル委託業務契約書第10条第3項の規定に基づき、下記のとおり概算払を  
請求します。

記

前金払請求額 金 \_\_\_\_\_ 円

委託契約額	円
既受領額	円
今回請求額	円
残 額	円

前金払いを必要とする理由：

<振込口座>

振込先金融機関名	
支店名	
預金の種別	
口座番号	
口座の名義人	

(様式第4号)

番 号  
令和 年 月 日

公益財団法人沖縄県産業振興公社  
理事長 殿

住 所  
名 称  
代表者名

公益財団法人沖縄県産業振興公社ホームページリニューアル委託業務  
再委託に関する申請書

令和 年 月 日付けで締結した公益財団法人沖縄県産業振興公社ホームページ  
リニューアル委託業務契約書第7条第2項に基づき、下記に示す業務につきまして、再  
委託することについて申請致します。

記

1. 業務内容

2. 再委託予定先

3. 再委託理由

4. 委託金額

5. 提出書類

(1) 再委託契約書の雛形

(様式第5号)

番 号  
令和 年 月 日

株式会社 ○○○  
代表取締役 ○○○ 殿

公益財団法人沖縄県産業振興公社  
理事長

公益財団法人沖縄県産業振興公社ホームページリニューアル委託業務に  
関する再委託について

時下 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。  
平素は、当事務局業務につきまして格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和元年○○月○○日に申請いただいた再委託につきまして、審議した結果  
を、下記の通り回答致します。

記

**審議結果：承認 不承認**

以上

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

### (適正管理)

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (収集の制限)

第4 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

### (目的外利用・提供の禁止)

第5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

### (複写又は複製の禁止)

第6 乙は、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでない。

### (事務従事者への周知)

第7 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、沖縄県個人情報保護条例により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

### (再委託の禁止)

第8 乙は、この契約による個人情報取扱事務については自ら行うものとし、第三者にその取扱いを委託してはならない。ただし、甲が承諾した場合はこの限りでない。

### (資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、

若しくは作成した個人情報記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。また、甲の承諾を得て再委託をした場合、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報記録された資料等を回収するものとする。

(調査)

第10 乙は、この契約による事務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について甲の求めがあった場合は、随時調査報告することとする。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償)

第12 業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。